

義務教育費国庫負担制度の堅持等に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、義務教育制度を財政面から支える重要な役割を担っている。

しかしながら、本制度は昭和 60 年以来、制度改革及び歳出の抑制の観点から見直されてきており、昨年度の共済費長期給付及び公務災害補償に係る部分の一般財源化に加え、本年度は退職手当・児童手当の一般財源化とともに、都道府県が給与や教職員の配置等、負担金の使途をその裁量により自主的に決定できる総額裁量制が導入された。

さらに、6 月 4 日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」では、義務教育に関する地方の自由度を拡大し、地方公共団体や地域住民の知恵・工夫が一層いかされるような仕組みとするため、義務教育費国庫負担制度の改革を推進するとしている。

一方、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を見直す「三位一体の改革」は、真の分権型社会を実現するために必要なものであるが、国は税源移譲や権限移譲など改革の全体像を明らかにしていない状況である。

そうした中での義務教育費国庫負担制度の見直しは、現行教育制度の根幹を揺るがすと同時に、地方財政を圧迫し、義務教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって国におかれては、義務教育費国庫負担制度を堅持し、特に義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員給与費の国庫負担制度の存続を図るとともに、少人数指導等を目指す第 7 次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の円滑な実施を図り、行き届いた教育の実現に向けて、特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

意見書案第 6 号

独立行政法人都市再生機構法に対する国会の附帯決議の全面実現を求める
意見書

昭和 30 年設立の日本住宅公団によって始まった公団住宅制度は、国の住宅政策の柱の一つとして、今日まで大きな役割を果たしてきたが、平成 15 年 6 月に成立した独立行政法人都市再生機構法により、都市基盤整備公団の管理する住宅は、本年 7 月 1 日から独立行政法人都市再生機構に引き継がれることになった。

しかしながら、公団住宅の管理が独立行政法人都市再生機構に引き継がれることは、安心して住み続けることを願う居住者に、多大な不安を与えるものである。このような状況の中、平成 15 年 4 月の家賃改定で家賃が引き上げられた際にとられていた低所得高齢者世帯等に対する家賃据え置き措置が 1 年で打ち切られたことについても、居住者は不安を募らせている。

住まいは、基礎的かつ重要な生活の場であることから、公団住宅の管理が都市再生機構に引き継がれても、公団の管理する住宅の居住者が不安を抱かずに生活できるような生活環境への配慮が不可欠である。

よって国におかれては、国会における衆参両院国土交通委員会の附帯決議を全面的に実現し、今後も公団の管理する住宅を安心して住み続けられる公共住宅として存続させ、居住者の居住の安定を図るよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣 あて
国土交通大臣

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書

平成16年度における国の予算編成は、三位一体改革の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、地方交付税等の地方一般財源の大幅な削減が行われたが、これは国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、地方公共団体の行財政運営の実情を踏まえたものとなっていない。

特に、三位一体改革による地方財政計画の歳出規模の抑制等は、本市の行財政運営に打撃を与え、市民生活及び地域経済に多大な影響をもたらしかねない事態を招いている。

このような中、政府においては、おおむね3兆円規模の地方への税源移譲を明記した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が去る6月4日に閣議決定されたところであるが、今後、三位一体改革の具体化の議論の中で、国と地方の役割分担を踏まえた税源移譲による地方税財源の充実強化を図ることが極めて重要である。

よって国におかれては、税源移譲を基本とする三位一体改革を実現し、真の分権型社会にふさわしい持続可能な地方の財政秩序を構築するために、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 平成17年度において3兆円を上回る規模の税源移譲を先行決定し、速やかに実施すること。
- 2 国庫補助負担金については、地域の実態を踏まえ、単なる地方公共団体への負担転嫁は絶対行わないこと。
- 3 地方交付税制度については、国が地方に一定の行政水準の確保を求める仕組みの中で、財源保障機能と財政調整機能を重視すること。
- 4 三位一体改革に当たっては、全体像と工程表を早急に示し、地方公共団体の意向を十分尊重し、行財政運営に支障が生ずることがないように対処すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 あて
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 財 政 政 策 担 当 大 臣